

白川町告示第19号

美濃加茂市と白川町との間の学校腎臓検診の事務の委託及びその規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、美濃加茂市と白川町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約を別紙のとおり定めたため、当該委託に関する規約を同条第3項の規定により準用される同法第252条の2第2項の規定により告示する。

令和8年3月6日

白川町長 佐伯正貴

美濃加茂市と白川町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 白川町は、町立小中学校の児童生徒腎臓検診に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を美濃加茂市に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、白川町が負担する。

2 前項に規定する経費の負担額は、美濃加茂市と委託事務の管理及び執行を美濃加茂市に委託する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村（以下「関係市町村」という。）による均等割額及び児童生徒数割額とする。この場合において、当該均等割額及び児童生徒数割額は、美濃加茂市長が関係市町村の長と協議して定める。

3 第1項に規定する経費の交付の時期は、美濃加茂市長が白川町長と協議して定める。この場合において、美濃加茂市長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積に関する書類を白川町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 美濃加茂市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、美濃加茂市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の通知)

第4条 美濃加茂市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を白川町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第5条 美濃加茂市長は、白川町長と委託事務に関する予算、決算、管理及び執行についての定期的連絡会議を、年1回開催するものとする。ただし、白川町長からの申出があるときその他必要があると認めたときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定改廃の通知等)

第6条 美濃加茂市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される美濃加茂市の条例、規則その他規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ白川町長に通知しなければならない。

2 美濃加茂市長は、前項の規定により条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに白川町長に通知しなければならない。

3 白川町長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(委託事務の廃止)

第7条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、原則として3月31日を廃止の日とする。この場合において、白川町長は、当該年度の9月30日までに、書面に

より美濃加茂市長にその旨を申し出なければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、美濃加茂市長が白川町長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。